

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	572単位
--------	-------

ii 要支援2	712単位
---------	-------

(新設)

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	631単位
--------	-------

ii 要支援2	785単位
---------	-------

(新設)

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	572単位
--------	-------

ii 要支援2	712単位
---------	-------

(新設)

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	631単位
--------	-------

ii 要支援2	785単位
---------	-------

(新設)

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(III) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	576単位
--------	-------

ii 要支援2	716単位
---------	-------

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	605単位
--------	-------

ii 要支援2	745単位
---------	-------

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1	612単位
--------	-------

ii 要支援2	766単位
---------	-------

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1	645単位
--------	-------

ii 要支援2	799単位
---------	-------

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	580単位
--------	-------

ii 要支援2	720単位
---------	-------

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	580単位
--------	-------

ii 要支援2	720単位
---------	-------

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1	619単位
--------	-------

ii 要支援2	773単位
---------	-------

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1	619単位
--------	-------

ii 要支援2	773単位
---------	-------

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	572単位
ii 要支援 2	712単位
(新設)	
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	631単位
ii 要支援 2	785単位
(新設)	
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	638単位
ii 要支援 2	794単位
(新設)	
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	638卖位
ii 要支援 2	794卖位
(新設)	
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	580単位
ii 要支援 2	720単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	580単位
ii 要支援 2	720単位
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iii)	
i 要支援 1	619単位
ii 要支援 2	773単位
d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv)	
i 要支援 1	619卖位
ii 要支援 2	773卖位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	619卖位
ii 要支援 2	775卖位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	652卖位
ii 要支援 2	808卖位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iii)	
i 要支援 1	619卖位
ii 要支援 2	775卖位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv)	
i 要支援 1	652卖位
ii 要支援 2	808卖位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)	

i 要支援 1	638単位
ii 要支援 2	794単位

(新設)

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(ii)

i 要支援 1	638単位
ii 要支援 2	794単位

(新設)

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(i)

i 要支援 1	638単位
ii 要支援 2	794単位

(新設)

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(ii)

i 要支援 1	638単位
ii 要支援 2	794単位

(新設)

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(ii)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(iii)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(iv)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(i)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(ii)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(iii)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(iv)

i 要支援 1	646単位
ii 要支援 2	802単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
- イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (-) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- (2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定介護予防短期入所療養介護の利用者等(当該介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。)の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定す

べき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(一) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(二) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した入所者の総数（当該施設内で死亡した者を除く。）のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

b 入所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以内）に、当該施設の従業者が当該入所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該入所者の在宅における生活が一月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては十四日以上）継続する見込であることを確認し、記録していること。

(三) 三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

(四) 次のいずれかに適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、かくたん吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

c 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

(五) (1)に該当するものであること。

(3) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健

施設基準」という。) 附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(2) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。

(3) (1)(2)及び(3)に該当するものであること。

(4) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(-) (3)(-)及び(3)に該当するものであること。

(2) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

(5) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(-) (3)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(6) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(-) (4)に該当するものであること。

(2) 入所者等の合計数が四十以下であること。

□ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(-) イ(1)(-)及び(2)に該当するものであること。

- (二) 通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
(1)及びイ(2)から四までに該当するものであること。
- (3) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(II)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
(1)(二)及びイ(1)(二)並びにイ(3)(一)及び(二)に該当するものであること。
- (4) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(II)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
(1)(二)及びイ(1)(二)並びにイ(3)(一)及び(4)(二)に該当するものであること。
- (5) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(III)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
イ (3)に該当するものであること。
二 利用者等の合計数が四十以下であること。
- (6) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
(III)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
イ (4)に該当するものであること。
二 利用者等の合計数が四十以下であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老

人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設
介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施
設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所
療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療
養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、
病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短
期入所療養介護費(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護
費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療
養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床經
過型介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期
入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療
養介護費(i)、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所短
期入所療養介護費(i)、診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
の診療所介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入
所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾
患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療
養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、
認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短
期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護
費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)又は認知
症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)を算定すべき指
定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基
準

ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人
保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設
備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下
「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定す
るユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養
室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定す
る療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条
第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下同様。）（定員
が一人のものに限る。）の利用者に対して行われること。

口 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人

保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(II)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床

経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下ニにおいて同じ。)(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。)附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(iv)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(iv)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しく

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用するすることが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は算定しない。

は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は算定しない。

- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連續して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 12 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。
- 13 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連續して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 12 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を所定単位数に加算する。
- 13 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(3) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき) 500単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(二) 特定治療

医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(3) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき) 500単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(二) 特定治療

医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(新設)

道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6 単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位 |

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|--|
| (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | <u>(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u> |
| (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | <u>(一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u> |
| (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | <u>(一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u> |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- | |
|---|
| (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |
| (2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知 |

事に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
b a について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
□ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	548単位
ii 要支援2	681単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	632単位
ii 要支援2	786単位
(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	512単位
ii 要支援2	636単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	596単位
ii 要支援2	741単位
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	487単位
ii 要支援2	605単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	571単位
ii 要支援2	710単位
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	548単位
ii 要支援2	681単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	632単位
ii 要支援2	786単位

ハ 介護職員処遇改善加算(III) イ(1)から(6)までに掲げる基準の
いずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。	
□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	553単位
ii 要支援2	686単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	615単位
ii 要支援2	769単位
(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	518単位
ii 要支援2	642単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	580単位
ii 要支援2	725単位
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	494単位
ii 要支援2	612単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	556単位
ii 要支援2	695単位
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	553単位
ii 要支援2	686単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	615単位
ii 要支援2	769単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	548単位
ii 要支援2	681単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	632単位
ii 要支援2	786単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	639単位
b 要支援2	795単位
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	639単位
b 要支援2	795単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	639単位
b 要支援2	795単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	639単位
b 要支援2	795単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	553単位
ii 要支援2	686単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	615単位
ii 要支援2	769単位
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	778単位
(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	778単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	778単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	778単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定

単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7 単位

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用するすることが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、

単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7 単位

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、

注6を算定している場合は算定しない。

- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定し

注6を算定している場合は算定しない。

- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定し

<p>ない。</p> <p>(5) 療養食加算</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。</p> <p>(6) 特定診療費</p> <p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(7) サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <table border="0"><tr><td>(一) サービス提供体制強化加算(I)</td><td>12単位</td></tr><tr><td>(二) サービス提供体制強化加算(II)</td><td>6 单位</td></tr><tr><td>(三) サービス提供体制強化加算(III)</td><td>6 単位</td></tr></table> <p>(新設)</p>	(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位	(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 单位	(三) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位	23単位	<p>ない。</p> <p>(5) 療養食加算</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。</p> <p>(6) 特定診療費</p> <p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(7) サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <table border="0"><tr><td>(一) サービス提供体制強化加算(I)</td><td>12単位</td></tr><tr><td>(二) サービス提供体制強化加算(II)</td><td>6 单位</td></tr><tr><td>(三) サービス提供体制強化加算(III)</td><td>6 単位</td></tr></table> <p>(8) 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算</p>	(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位	(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 单位	(三) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位	23単位
(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位														
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 单位														
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位														
(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位														
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 单位														
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位														

を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算（I） (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算（II） (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算（III） (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 531単位

ii 要支援2 660単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 615単位

ii 要支援2 765単位

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件
(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員
に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当
該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実
施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除
く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護
職員に周知していること。

ロ 介護職員待遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)までに掲げる基準の
いずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに
適合すること。

ハ 介護職員待遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準の
いずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 536単位

ii 要支援2 665単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 598単位

ii 要支援2 748単位

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1	461単位
ii 要支援 2	573単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	550単位
ii 要支援 2	684単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	774単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援 1	622単位
b 要支援 2	774単位
注 1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	
3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。	
4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。	
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業	

i 要支援 1	468単位
ii 要支援 2	580単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	535単位
ii 要支援 2	669単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援 1	605単位
b 要支援 2	757単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援 1	605単位
b 要支援 2	757単位
注 1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	
3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。	
4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。	
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業	

所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は算定しない。

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい

所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は算定しない。

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい

ること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位

(新設)

ること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(一)により算定した単位数の1

00分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
 - (+) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 847単位
ii 要支援2 1,007単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 958単位
ii 要支援2 1,112単位
(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 780単位
ii 要支援2 948単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 864単位
ii 要支援2 1,053単位
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)

- に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算（II）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算（III）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 846単位
ii 要支援2 1,006単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 955単位
ii 要支援2 1,109単位
(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 780単位
ii 要支援2 948単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 842単位
ii 要支援2 1,031単位
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	757単位
ii 要支援 2	920単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	841単位
ii 要支援 2	1,025単位
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	744単位
ii 要支援 2	904単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	828単位
ii 要支援 2	1,009単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	682単位
ii 要支援 2	842単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	793単位
ii 要支援 2	947単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援 1	584単位
b 要支援 2	744単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援 1	668単位
b 要支援 2	849単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	960単位
ii 要支援 2	1,115単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	960単位

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	757単位
ii 要支援 2	920単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	819単位
ii 要支援 2	1,003単位
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	745単位
ii 要支援 2	905単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	807単位
ii 要支援 2	988単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	684単位
ii 要支援 2	844単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	793単位
ii 要支援 2	947単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援 1	588単位
b 要支援 2	748単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援 1	650単位
b 要支援 2	831単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	957単位
ii 要支援 2	1,112単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	957単位

	ii 要支援 2	1,115単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	871単位
ii	要支援 2	1,062単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	871単位
ii	要支援 2	1,062単位
注 1	老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2	(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	
3	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。	
4	次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患	

	ii 要支援 2	1,112単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	849単位
ii	要支援 2	1,040単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	849単位
ii	要支援 2	1,040単位
注 1	老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行なった場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2	(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	
3	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。	
4	次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患	

型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われて

型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われて

いること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位

(新設)

いること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 单位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 单位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1	203単位
(2) 要支援2	469単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項において規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定す

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員待遇改善加算（II） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員待遇改善加算（III） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外とする予定。

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1	196単位
(2) 要支援2	453単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項において規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定す